

仕 様 書

1 品名・規格	灯油（日本産業規格1号）
2 購入予定数量	40,000 リットル（数量は見込値であり、保証するものではない）
3 納入方法	園芸農業研究所構内において指定する32箇所のホームタンク及びポリタンクに原則として週1回給油（必要に応じて給油頻度等を変更する場合がある。）
4 支払方法	代金の支払いは暦月1ヶ月毎の精算払いとする
5 契約単価の変更	<p>市場価格の変動等の事由により、契約単価の変更が必要であると認められる場合は、下記により協議を行うことができるものとする。</p> <p>(1) 前回契約価格決定時の指標価格（経済産業省資源エネルギー庁の石油製品価格調査：ガソリン等の名称）と現行の指標価格に2円以上の変動があった場合は、受注者又は発注者から協議の申し出を行うことができる。</p> <p>(2) 変更契約額（増減額）は、前回契約価格決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差額とし、変更契約額（増減額）の算定においては指標価格の増減額の小数点第2位を四捨五入するものとする。</p> <p>(3) 見積合せ時の指標価格と当初契約額の価格差は、変更時の指標価格と変更後契約額の価格差においても維持することとし、同額（端数処理による誤差を除く。）とする。</p> <p>(4) 変更契約日は、申し出を受理した日の翌月1日とする。</p> <p>(5) 上記(1)～(4)について、特別の事情がある場合は、別途協議を行い決定できるものとする。</p>